

お知らせ（重要）

大分県では、建設工事等に係るすべての競争入札について電子入札を行っていますが、平成１９年度から運用を開始し、ほとんどの方が電子入札システムへの利用者登録を済ませているところです。

このため、平成２２年１０月以降に指名通知を行う指名競争入札については、原則として、電子入札システム未登録者を指名しないこととします。

また、平成２２年１０月以降に入札公告を行う一般競争入札についても、電子入札システム未登録者による紙入札を認めないこととします。

したがって、電子入札システムへの登録が済んでいない方は、速やかに電子入札システムへの登録を行ってください。

なお、商号や代表者等が変更した場合は、入札参加資格の変更（県内建設業者は建設業法第１１条の規定に基づく変更届）を行うとともに、速やかにＩＣカードを再取得し、電子入札システムの変更（ＩＣカード更新）を行ってください。

※変更前のＩＣカードで入札した場合は、入札が無効になるとともに、指名停止になることがあります。

紙入札を認める基準(電子入札運用基準) 抜粋

- ①商号又は代表者等の変更により、ＩＣカードの再取得が間に合わない場合
- ②ＩＣカードの閉塞（ＰＩＮ番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合
- ③ＷＴＯ該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合（２－１に規定するＩＣカードを保有していない場合等）
- ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

※ 原則として、電子入札システム未登録者は該当しないこととします。

【問い合わせ先】

入札契約制度について

公共工事入札管理室

097-506-4527

電子入札システムについて

建設政策課 技術情報システム班 097-506-4561